

平成28年6月27日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第31号 草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第32号 草津市文化財保護審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第33号 草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第31号

草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年6月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市社会教育委員設置条例(昭和37年草津市条例第16号)第2条の規定により、草津市社会教育委員を委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

区分	氏名	備考
学校教育 の関係者	辻本 長一	老上中学校長
社会教育 の関係者	浜田 明美	草津市21世紀文化芸術推進協議会
	大西 正行	草津市子ども会指導者連絡協議会
	飯田 章一	草津市青少年育成市民会議
	石本 恵津子	くさつ☆パールプロジェクト
	鈴木 登	人権擁護委員
	岸本 修一	部落解放同盟草津市協議会
	大林 千栄子	まちづくり協議会
	竹村 勇	草津市体育振興会連絡協議会
	内田 智恵子	公募
	山本 進	公募
	安達 多須久	公募
西川 伸子	公募	
家庭教育の 向上に資す る活動を行 う者	仁科 弘子	草津市PTA連絡協議会
学識経験 を有する 者	横山 幸司	滋賀大学社会連携研究センター教授
	岸本 岳文	京都産業大学文化学部教授

任期：平成28年6月29日～平成30年6月28日

草津市社会教育委員設置条例（抄）

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第15条の規定により、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委員の構成）

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者

（定数）

第3条 委員の定数は20人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、欠員によつて補充した委員の任期は前任者の残任期間とする。

議第32号

草津市文化財保護審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年6月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市文化財保護審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を草津市文化財保護条例（昭和53年草津市条例第8号）第53条第1項の規定により、草津市文化財保護審議会委員に委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	東 幸代	滋賀県立大学准教授 古文書、歴史資料
	石丸 正運	元滋賀県立近代美術館館長 美術工芸品
	五十川 伸矢	元京都橘大学教授 埋蔵文化財
	伊達 仁美	京都造形芸術大学教授 民俗文化財
	富島 義幸	京都大学大学院准教授 建造物
	増渕 徹	京都橘大学教授 史跡整備
その他教育委員会が適当と認める者	早田 リツ子	前(財)滋賀県文化財保護協会理事 普及啓発、公開活用
	福山 聖子	画家 普及啓発、公開活用

委員任期 平成28年7月1日 ～平成30年6月30日

草津市文化財保護条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、市民が草津の豊かな歴史文化を享受し、文化的な生活を営むためには、本市に伝えられた文化財の保存および活用が不可欠であることにかんがみ、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、本市の区域内に存する文化財のうち、重要なものについて、その保存および活用のために必要な措置を講じ、もつて市民文化および地域文化の向上と発展に資することを目的とする。

（設置）

第52条 第1条の目的達成のため、法第190条の規定に基づき教育委員会の附属機関として、審議会を置く。

（組織等）

第53条 審議会の委員（以下「委員」という。）は8人以内とし、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認めるものうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。
- 4 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 会長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ会長が定めた委員が、その職務を代行する。
- 6 第1項に定めるほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

（任務）

第54条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ文化財の保存および活用に関する重要事項について調査および審議するとともに、当該事項について教育委員会に対して意見を述べることができる。

議第 33 号

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 27 日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市通学区域審議会委員に委嘱することにつき、草津市通学区域審議会設置条例（昭和47年草津市条例第24号）第3条第2項の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	委嘱（任命）する者	備考
その他教育委員会が必要と認めるもの	野田 和 男	草津学区ひと・まちいきいき協議会 副会長
	池 本 拓 雄	渋川学区まちづくり協議会会計
	奥 村 和三郎	老上学区まちづくり協議会会長
	伊 庭 健 治	老上西学区まちづくり協議会副会長
	奥 井 さよ子	玉川学区まちづくり協議会 理事・文化・教育部会部会長
	奥 健 次	山田学区まちづくり協議会副会長
	島 林 一 郎	人と地域が輝く常盤協議会会長

任期 平成28年7月1日～平成28年12月26日

（今回委嘱する委員の任期は、前任委員の残任期間）

草津市通学区域審議会設置条例（抄）

（設置）

第1条 草津市立幼稚園、小学校および中学校（以下「学校」という。）の通学区域の適正を期するため、草津市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ学校の通学区域の設定および改廃に関する事項の調査審議を行い教育委員会に答申する。

（委員）

第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 草津市PTA連絡協議会の代表
- (3) 草津市校園長会の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（会長および副会長）

第4条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が、第3条第2項各号の一に該当しなくなつた場合においては、その職を失うものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。

平成28年6月27日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) (仮称) 大路認定こども園整備事業について
- (2) 寄付受入れ報告について

2016/06/27

(仮称) 大路認定こども園整備事業について

草津市

※資料の内容については、現時点の内容であり、今後、条例・規則等の制定や開園準備の都合等により変更する可能性がありますので、御了承ください。

幼保一体化実施スケジュール

《幼保一体化モデル図》 地域・保護者等説明 -----> 開園準備等 ----->

区分	現在の園(所)名	年度別スケジュール				
		H27	H28	H29	H30	H31
幼保連携型	第五保育所	----->	【開園】 矢橋ふたばこども園			
幼稚園型	笠縫東幼稚園	----->	【開園】 笠縫東こども園			
幼保連携型	草津保育所 中央幼稚園	----->	【開園】 (仮称)草津中央認定こども園			
幼保連携型	第六保育所 大路幼稚園	----->	事業者募集 プロポーザル	建設工事 移行保育	【開園】 (仮称)大路認定こども園	

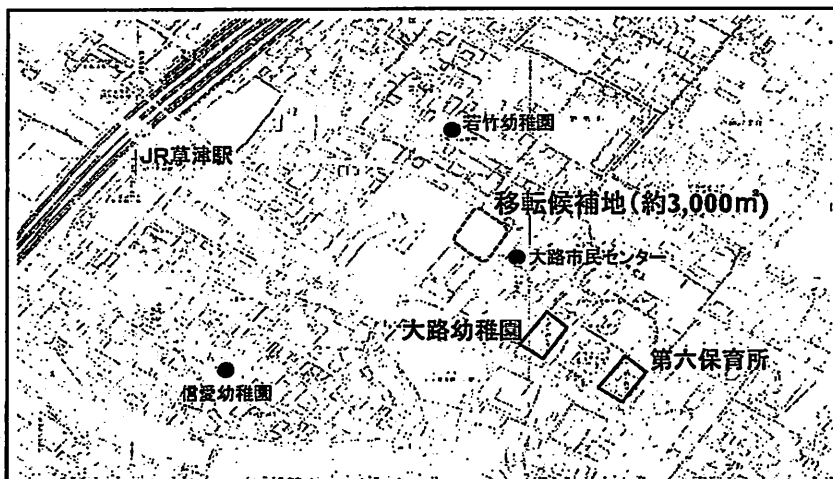
2

(仮称) 大路認定こども園整備スケジュール

項目	H27		H28												H29	H30	
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
関係者説明	議会	⇒			⇒												
	地元			⇒	⇒	⇒											
	私立保育園 私立幼稚園			⇒	⇒	⇒											
	保護者			大路幼稚園六保 4/13,23,27 5/18,21	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
	職員			⇒	⇒	⇒											
実施工程																	
	事業者																
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業認可等 (2.5か月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">着工決定 (2か月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">設計・開発等法令手続 事前準備 (4か月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工事 移行 保育</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開園</div> </div> <p style="text-align: center;">●協定等締結</p>																	

3

(仮称) 大路認定こども園移転候補地について



4

**(仮称) 大路認定こども園
民設民営方式への移行に伴う対応について**

①保育内容・保育サービス
について

②保育教諭の配置等
について

③保育内容の質の確保、
質の向上について

④移行に伴う保育の支援
について

⑤事業者募集・選定
について

5

①保育内容・保育サービスについて

民営化後も
変わらないこと

- 基本的な保育時間
- 利用者負担額
(保育料)
- 基本的な保育内容(※)
- 給食の自園調理
(アレルギー対応含む)
- 障害児保育

※国の定める「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」や「草津市乳幼児教育保育指針」・「草津市就学前教育・保育カリキュラム」に沿った保育を提供します。



民営化により
変わること

- 特色ある多様な保育
- 多様な保育ニーズへの対応
【想定例】
- ・延長保育時間の拡大
- ・在園児以外の一時的預かり
- ・休日保育
- ・特別指導(音楽,美術,体育,英語など)
- ・宿泊保育
- ・地域との交流事業 など

多様な保育ニーズへの対応の内容は、事業者からの提案に基づきます。

6

② 保育教諭の配置等について

(仮称) 大府認定こども園

職員配置の例
(事業者が雇用)

- ・園長
- ・主幹保育教諭
- ・保育教諭
- ・その他の職員

保育教諭の配置

年齢区分	国基準	草津市の配置
0歳児	児童3人につき1人	国基準に同じ
1～2歳児	児童6人につき1人	1歳児 児童4人につき1人 2歳児 国基準に同じ
3歳児	児童20人につき1人	3歳児 児童15人につき1人
4～5歳児	児童30人につき1人	国基準に同じ

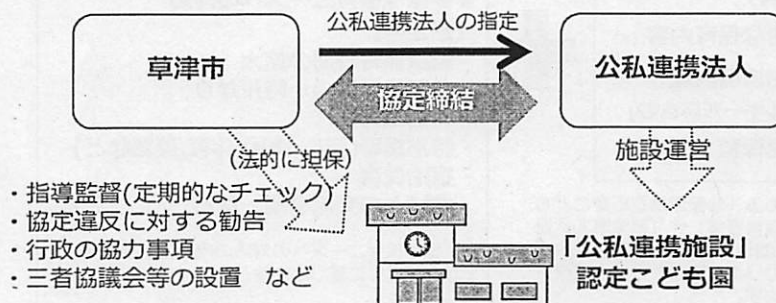
- 保育教諭の配置については、現行と変わりません。
- 事業者募集に際し、施設長や保育教諭等に一定の経験年数を条件付ける予定です。
- 開園後も新しいこども園を含め、公私立共同で研修を実施します。

7

③ 保育内容の質の確保、質の向上について

◆ 協定を締結します (公私連携協定)

施設の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有する法人であると認められるものを、申請により、「公私連携施設」として、市町村が指定することができます。これにより、市と法人との間で「協定書」を締結することで、移行後においても、市が一定の関与を保ち続けることができます。(認定こども園法第34条)

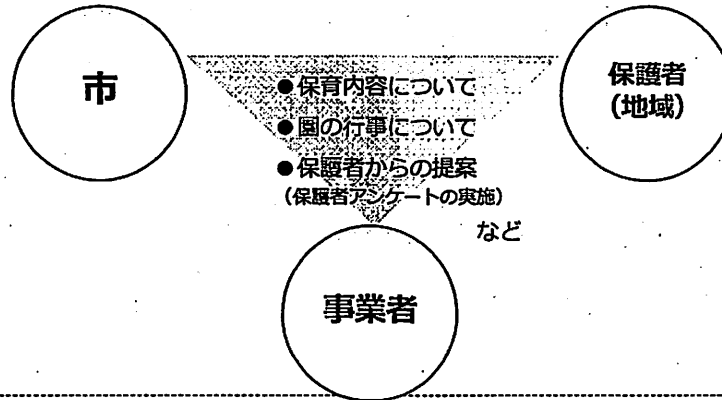


8

③保育内容の質の確保、質の向上について

◆三者協議会を設置します

市、事業者、保護者（地域）の間で三者協議会を設置することで、移行後の保育内容についての協議等を行います。

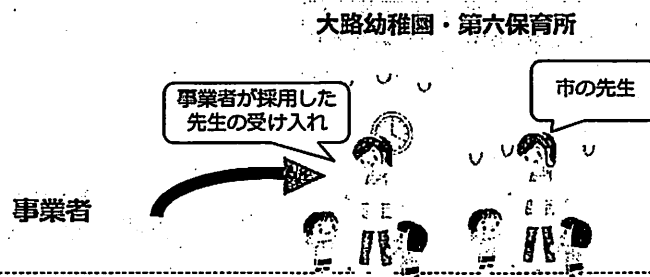


9

④移行に伴う保育の支援について

◆移行保育を実施します

公立の保育と新しい事業者の保育が融合し、より質の高い新しい保育環境を構築していくことを目的として、移行前の一定期間、事業者の保育教諭を受入れ、市の保育教諭と共同で保育にあたり、きめ細かい引継ぎを行うものです。移行保育によって、子どもが新しい園へスムーズに移行できる環境づくりを行います。



10

④ 移行に伴う保育の支援について

移行保育

施設長予定者、主幹保育教諭予定者、クラス担任予定者を予定

【期間】

おおむね移行前1年間

引き継ぐ内容

- | | | |
|--|---------------------------------------|---------------------------------------|
| <p>1
在園する子ども
一人ひとりの特性</p> | <p>2
年間行事を含む
日々の保育</p> | <p>3
園児、保護者との
信頼関係</p> |
|--|---------------------------------------|---------------------------------------|

上記の他にも

- 市主催の各種研修会等への参加
- 職員会議やミーティングへの参加

11

④ 移行に伴う保育の支援について

移行保育 【参考】 横浜市の例

時期	4~11月	12月	1月	2月	3月
日数	週1日	週2日	週5日		
時間帯	開所時間内の6時間	開所時間内の7.5時間			
参加職員	施設長予定者 主幹保育教諭予定者		施設長予定者、 主幹保育教諭予定者 保育教諭各クラス1名		
方法	・いろいろな年齢の子どもたちの様子や、施設・設備を把握する。 ・市と事業者の保育教諭による「共同保育会議」を行う。		・次年度担任する予定のクラスに入る。 ・次年度担任予定者として保護者に紹介する。		

12

④ 移行に伴う保育の支援について

◆ 保育訪問を実施します

移行後は、市が事業者に対して、締結した協定内容が守られているかの確認と指導監督を行うとともに、一定期間、現在の施設の職員等が、定期的または行事の際に訪問し、保育内容などについて助言を行います。

現在の施設長やクラス担任を予定

【期間】

おおむね移行後1年間

移行前の職員から事業者へ
保育内容や行事に関する事など、
様々なアドバイス！



13

⑤ 事業者募集・選定について

◆ 事業者募集について

7/15(金)～9/30(金)の2か月半を予定しています。
(広報くさつ、HP等で周知)

(募集要項で定めるもの)

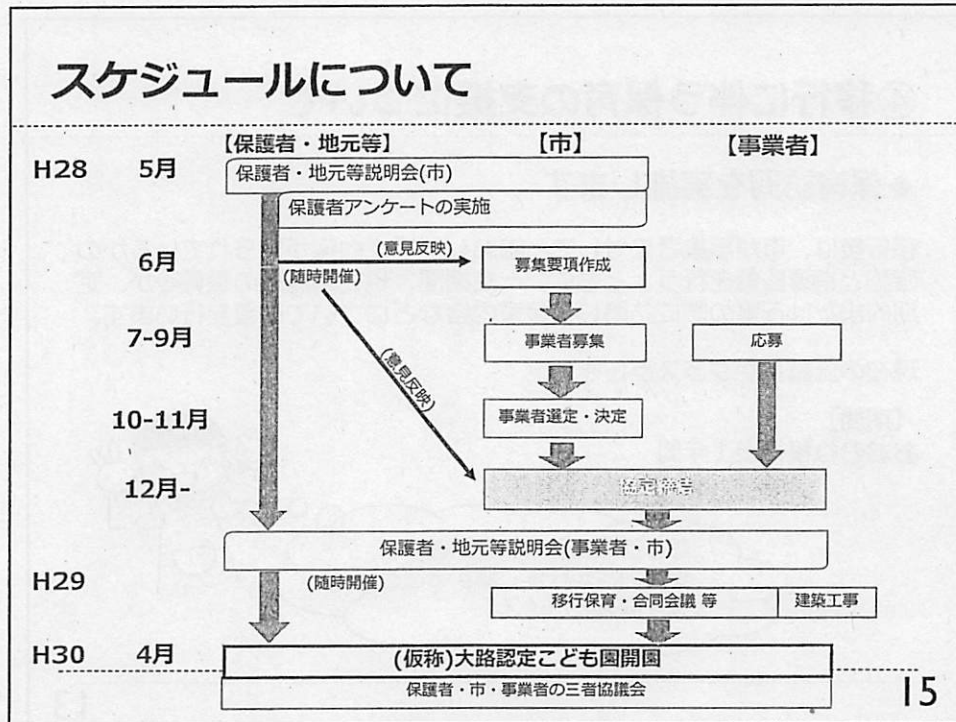
- 種別 幼保連携型認定こども園
- 定員 200人(長時間利用児130人、短時間利用児70人)
- 応募資格(社会福祉法人、学校法人)
- 認定こども園の設置、設備・運営等に関する条件
- 認定こども園での就学前教育・保育に関する条件
- 施設整備補助 補助時点での施設整備補助制度に採択されることを条件に、市が施設整備補助金を交付(補助率7/8) など

◆ 事業者選定について

10月から11月にかけて、市が委嘱した専門家等で構成された選定委員会で選定の予定です。具体的な選定方法や選定基準、委員構成等は、今後、決定する予定です。

14

スケジュールについて



寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
プロジェクター	1	78,840	78,840	草津市草津3丁目14-45 (有)山王都市開発	平成28年 6月16日	草津小学校
インクジェット複合機	1	14,828	14,828			
小計			93,668			
ピーカー 200ml、300ml.	12	530	6,360	公益財団法人 深尾理工教育振興財団	平成28年 6月7日	山田小学校
集気びん	24	1,560	37,440			
振り子実験器	4	16,300	65,200			
実験用ルーペ	16	1,300	20,800			
小計			129,800			
合計			223,468			